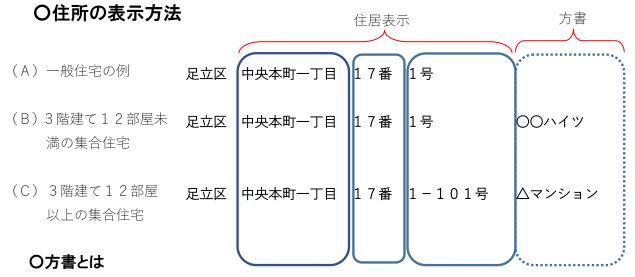
符 定 住 居 番 号 変 更 申 請 届 廃 止

足立区住居表示に関する条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり申請いたします。

	フリガナ					
IT b ballette the ballette						
氏名・名称又は施設の名称						
(所有者・管理者名)	()				
住 所	丁目					
居 所 の 表 示 施設の場所	足立区 番 町	号				
申 請 区 分	符 定 変 更 廃 止					
	1 出入口変更のため 号から 号に変更					
	2 部屋番符定に変更(部屋番号)				
	3 部屋番符定取消による変更					
	4 部屋番符定の追加(部屋番号)				
	5 部屋番符定の一部廃止(部屋番号)				
	6 新規符定 (完成年月日 年 月頃)	(注)				
上 記 の 理 由	7 増改築による符定					
	8 名称の追加					
	9 名称変更 (旧名称)				
	10 名称の廃止					
	11 符定の廃止					
	12 その他					
令和 年 月 日	(注) 建物その他工作物の平面略図及び案内	凶称付				
14.4H 1 71 H	届 出 人 住 所					
	氏 名					
(15 11 14.)	電 話()					
(提出先)	гел нн <u> </u>					
足立区長						

建物名称が変わったときは名称変更届をご提出ください

足立区では、住民票に記載するマンション等の名称を届出に基づき登録しています。 通常、建物が新築されたときに名称を登録していますが、そのときの名称から変更があった場合には、名称変更届をご案内しております。



団地、アパート等の居住している方の住民票について、住居表示実施区域における街区符号及び住居番号、その他の区域における地番の表示のみでは住所が明らかでない場合に、アパート名、居室の番号まで記載するもの。

名称変更が済んでいない場合、住民票上にアパート名称等を載せられず、区の通知等が適切に届かない可能性が生じます。

※住所の登録のある建物があり、そこを本拠地としていれば住民登録自体は可能です。

建物の所有者、管理者の方は建物名称が変わった際に名称変更届をご 提出ください。

※部屋番号が住居表示に含まれており、部屋番号の表記が変更となった際にも届出が必要ですので、詳細は下記担当にお問い合わせください。

お届出窓口及び問い合わせ先

〒120-8512 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所 南館1階

区民部戸籍住民課住民記録係

電 話:03-3880-5725 (直通)

区役所確認欄

届出書	住居番号符定等通知書		住居表示板		住居表示台帳				
郵送受	作成	検認	交付・発送	入力	交付・発送	作成	検認	UP	白図
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/